

143

平成二十二年十一月二日提出
質問第一四三号

法務省要求予算のうち、事業仕分け対象となつた事業に関する質問主意書

提出者

高市早苗

法務省要求予算のうち、事業仕分け対象となつた事業に関する質問主意書

鳩山内閣は、「政治主導」「脱・官僚主義」をアピールしており、新政権発足後は、各府省の大臣、副大臣、大臣政務官の「政務三役」がリーダーシップを發揮して、前麻生内閣が編成した平成二十一年度補正予算の組み替えや平成二十一年度概算要求の見直しなどに取り組んでこられたことと承知している。

法務省においても、予算要求など「法務省が表明する意思」については、その意思決定過程においては政務三役が「権限」を持つと同時に、外部への「説明責任」も負つておられることと理解している。

右の点を踏まえ、次の事項について質問する。

一 平成二十二年度予算概算要求にあたつて法務省が要求した予算のうち、行政刷新会議による事業仕分けの対象となつた事業につき、事業名ごとに、それぞれ次の項目について、回答されたい。

- ① 当該事業の事業仕分けの評決結果
- ② 当該事業の評決結果について、「評価者」（仕分け人）がその評決結果にいたつた主な理由・意見
- ③ 当該事業に関する事業仕分け当日、「説明者」となつていた国家公務員の所属部署名と官職名
- ④ 当該事業の「必要性」について、事業仕分け当日に「説明者」が行つた説明の概要

- ⑤ 当該事業に関する事業仕分け当日、「評価者」（仕分け人）となっていた副大臣、もしくは政務官の名前

- ⑥ 当該事業に関して、事業仕分け当日に「評価者」（仕分け人）となっていた副大臣、もしくは政務官の発言内容

- ⑦ 概算要求時点で、当該事業について、大臣が「予算要求をするべき必要な事業だ」と判断した理由
⑧ 概算要求時点で、当該事業について、大臣が「要求した規模の予算額が必要だ」と判断した理由

二 平成二十二年度予算編成に向けての対応方針について

- ① 法務大臣は、行政刷新会議による事業仕分けの評決結果は、平成二十二年度予算編成において、最大限、尊重されるべきだと考えるか。その理由は何か。
- ② 法務大臣には、事業仕分けの評決結果について、納得がいかない部分があるか。あるとしたら、その事業名は具体的に何か。どのように納得できないのか。
- ③ 前問に関して、仮に、法務大臣が事業仕分けの評決結果について全て納得できるとするならば、概算要求時点での自らの判断が誤っていたと思うか。つまり、「無駄な予算を要求してしまった」ことを認

めるのか。

- ④ 事業仕分けで「予算計上の見送り」「予算要求の縮減」「見直しを行う」などと評決された事業のうち、予算編成に向けて、法務省が要求通りの予算獲得を目指して、行政刷新会議や財務省等と交渉を行ううと考へていてあるものはあるか。あるとしたら、その事業名は何か。

- ⑤ 前問に関して、仮に必要予算獲得の交渉を行うとしたら、それは、誰を交渉相手とするのか。

- ⑥ 問④に関して、仮に必要予算獲得の交渉を行うとしたら、法務省側の交渉者は大臣なのか。もしも、概算要求の責任者である大臣が交渉者にならないとしたら、その理由は何か。

右質問する。